

The Nazi Economy and Its Business Cycle(Ⅱ)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17601

ナチス経済の展開と景気変動過程(下)

——現代資本主義論の体系化(10)——

村上 和 光

目 次

はじめに

I ナチス経済の成立

II 「第1次4ヶ年計画」期——ナチス経済の展開(以上 前号)

III 「第2次4ヶ年計画」期——ナチス経済の確立(以下 本号)

おわりに——ナチス経済の崩壊

III 「第2次4ヶ年計画」期——ナチス経済の確立

〔1〕国家政策 さて、ナチス体制は36年秋を画期としていわゆる「第2次4ヶ年計画」期に入る。いうまでもなくナチス経済の後半期を意味するが、前半期＝「第1次」期とこの後半期＝「第2次」期とのその決定的分岐点が、体制全体的課題における、「失業救済＝雇用創出」から何よりも「再軍備＝軍備拡張化」への転換にこそある——のは周知のことであろう。そこで、この枢要点をさし当たり念頭に置いたうえで、まず、この「第2次4ヶ年計画」期における「国家政策」の動向から考察を開始していくことにしたい。

最初に(1)第1にその「基本方向」が確認されねばならないが、まず①その「背景」から整理していくと、この「第2次計画」は、すでに検討した「第1次計画」のまさに帰結として位置づけられる点に注意が必要である。つまり、それは、「第1次計画」の末尾で実施された「新計画」を踏まえつつ、その過程で表面化してきた諸矛盾——(A)外貨危機に起因した「工業原料・食糧調達の高難化」(B)財政スパンディング進展を主因とした「労働力不足の激化」——への「打開策」としてこそ発動されたのであって、そのような経済

過程からの現実的要請こそが、ヒトラーをして「第2次計画」への転轍をなさしめたといつてよい。まさにこのような状況の中で、彼は36年8月26日に「第2次4ヶ年計画」に関する秘密の「覚え書」を書いたのであり、それが同年9月の閣僚会議で正式に報告されたうえで、後期・ナチス体制の基本的な経済政策目標として公認されていった。そして、この「目標」を通してこそ「4年以内における戦争準備の完了」が指向されたのは当然であって最終ゴールはそこにあった——という「目的—手段」関係の交錯が興味深い。

では、このような「最終ゴール」を可能にする②その現実的「目標」はどのような点に設定されたのだろうか。そこでいまその輪郭だけをざっと指摘すると、概略として以下の4点を取りあえず注目に値しよう。すなわち、先に集約した「2大矛盾」(A)(B)を、(a)原料代替資源の開発(b)軍需経済化主導の内需創出(c)物価・賃金統制によるインフレ抑制(d)計画遂行条件としての労働力配分統制、という具体的「目標」を媒介にして克服しようというのであって、「第1次計画」を基盤にしつつその深化が追求されたといつてよい。

そのうえで③この「第2次計画」期の「政策主体」へと目を転じよう。その場合、すでに前稿でふれたように「第1次計画」期において政策遂行の前面に立ったのは、ルール重工業（特に鉄鋼業）を中軸としたドイツ金融資本内部の「アメリカ派」に連なりつつ、対米協調に立脚していれば「平和的アウタルキー」ラインを指向するシャハト路線¹⁾に他ならなかったが、36年に入ると、益々深刻化の度を加える「工業原料・燃料問題」の解決を巡ってシャハトは、国防省とだけではなく、原料外国為替委員H.ゲーリングとも激しく対立するに至る。つまり、「シャハト路線」が、貿易関係による軍需工業原料の調達を前提にすることによって、一方では軍拡のスロー・ダウン化を主張するとともに、他方では代替品生産における「採算性無視」を厳しく拒否するものであったのに対し、もう1つの「ゲーリング路線」は、国際協調を条件としたドイツの対外拡張はもはや不可能だという理解に立ちつつ、経済的収益性をたとえ無視してでも、人造鉱油・合成ゴムなどの量産を通じてアウタルキー化の徹底遂行と軍拡テンポの拡張を実現すべきだと提案した。

したがってその点で、このゲーリング路線は、軍部およびIGファルベンに代表される——ドイツ金融資本内部における——化学・電機資本グループ

の利害に接続したラインだと図式化可能だが、特に対外的面に即して現実的にいえば、軍事的強国ドイツの建設を通して、軍事的・強権的手段による東欧諸国の広域経済圏への包摂を追求するもの——だと整理されてよい。そして、前述の「覚え書」においてヒトラーは、まさにこの「ゲーリング＝IGファルベン路線」に対してこそその支持を与えたのであったが、新たに「4ヶ年計画」の実施責任者となったゲーリングは、これに正統性を得て、これ以降、「原料生産・原料配分・労働配置・食糧・価格形成・外貨」という「6部局」から構成される、新設の「4ヶ年計画庁」を基盤にして「第2次計画」を遂行していくことになるわけである。

このような基本線を前提として、(2)次に第2に、国家政策の基底的枠組みを構成する「統制作用」の内容へと入っていきこう。そこでこの「統制」の①まず1つ目は「資本統制」だが、その原型はすでに概観した「第1次計画」期の「資本統制」によってほとんど完了している²⁾。したがって、この「第2次計画」期の「資本統制」については「第1次計画」期の到達点を確認するに止めるが、その枢要点を抽出すれば以下のように整理可能だと思われる。すなわち、まず何よりも(a)その「枠組」が重要であり、まず一方で「強制カルテル設立法」(33年7月15日)によって、「強制カルテル」を通じた設備投資制限に立脚した「設備稼働率の回復」と「利潤率の向上」が追求された他、他方で「帝国食料団体暫時設立法」(33年9月13日)に基づいて、既存のカルテル体制未加入部分に対しても、「強制カルテル法」以外の方法での統制が可能になって「非カルテル依存型」の企業統制機構の形成が進んだ。こうして、カルテル体制ないし大企業体制はそのまま「国家統制機構」内部へと包摂され、ナチス型国家政策の基本的枠組みが構築をみたといつてよい。

そのうえで(b)その「方式」に移るといわゆる「指導者原理」の浸透が特徴的だと考えられよう。すなわち前述の「暫時設立法」を根拠として、各産業部門に、「指導者原理」に立脚した「経済団体・食料団体」が設立されていたのであり、その中で、政府担当大臣は、これら自治団体における「指導者」任命権掌握を媒介にして、その下部組織をなす強制カルテル・自主カルテル・個別企業への監督作用を確保したと整理できる。要するに、ナチス型「資本統制」における「指導者原理」の貫徹こそが確認されてよい。そうであれば、

最終的に(c)その「意義」は以下のように集約可能だと思われる。すなわち、ナチス型「資本統制」を通して「カルテルの形骸化」と「国家統制システムの下部機構化」が進行したのであり、その帰結として「第1次4ヶ年計画」期において、「ナチス型国家統制メカニズム」の、まさにその「基本的枠組」の構築が実現した——のだと。

このような「資本統制」を土台にしてこそ、②2つ目に「第2次計画」期の「市場統制」³⁾が展開していく。そこで最初は(a)「原料統制」だが、すでにみた「第1次計画」期の原料統制を通して「投資財生産部門—消費財生産部門」間の格差は次第に拡大する傾向にあった。つまり、ドイツ国内で自給困難な特に鉄鉱石・石油・非鉄金属・ゴム・綿花・羊毛などを対象にしつつ、輸入商品別に「監督局」を設置して原料の各企業への割り当てが進行したが、その際の対象品目のリストからも明瞭なように、このシステムの主眼が「生産財部門」および「重要戦略物資生産部門」の傾斜的拡大にあった以上、「生産財—消費財部門」格差がそこから派生したのは当然といってよかった。そして、まさにこのような舞台の上でこそ36年9月以降、軍備拡大を基調にした「第2次計画」が始動したかぎり、この「原料統制」が「軍需生産拡張」とダイレクトに結合することによって、この「第2次計画」期の中で、そのような「格差」が一層激化したことはいうまでもない。

その場合、消費財生産向け原料割当をいわば「絶対的に」削減してそれを生産財生産部門へ直接的に振り向ける——というほどの「操作性」をもたなかったのは自明としても、「軍備拡大を目的にした原料統制」というこの「第2次計画」期型特殊性を枢要点にして、結果的には、消費財生産部門の相対的比重低下が発現した点はやはり否定できまい。

こうしてまず「原料統制」を通じて「軍需型・生産構造」への変容が進んだが、それは次に(b)「投資統制」によって一層の促進をみる。すでに前稿でフォローした通り、「第1次計画」期には、金融恐慌のダメージ残存のためそもそも民間投資がそれ自体で低迷しており、したがって、「投資統制」が企業投資を権力的に禁止したとはいえむしろ「過剰投資の緩和」を通して「景気刺激」的効果を発揮したとさえいえるが、それに対して、この「第2次計画」期に入ると「投資統制」の本質的意義はいわば決定的に変化していく。

というも、36年以降になると工業部門の設備投資が急速に伸張し始める(工業生産指数, 29年=100, 33年=60.7→34年=79.8→35年=94.0→36年=106.3→37年=117.2) からであって(表5), 36年からスタートする「第2次計画」期においては、「投資統制」が強力な投資制限作用を発揮することになる。そこでまずこの「投資統制」の(イ)「方式」が問題となるが、総体的にいて「第1次計画」期における「『カルテル協定』媒介型」からの変質がその焦点をなす。というも、「第1次計画」期におけるこの「カルテル媒介」方式は、「資本統制」不可避性程度の相対的微弱性という状況の下で、カルテル体制の基本的維持を前提にしつつ、「個別資本-カルテル」レベルでの経営行動展開に立脚した「方式」であったが、「軍備拡張」要請に直結して強力な「投資統制」を必要とする「第2次計画」期に入ると、「統制浸透」の徹底性という点で、この「カルテル媒介」方式は決定的に不十分になったからに他ならない。そのため、「第2次計画」期では、帝国経済省自身が、監督局の資料に立脚しながらまさに「法令」に従って各産業部門の投資を直接的にコントロールするに至るわけであり、「投資統制」は1つの転換を遂げた。こうして、「第2次計画」期の「投資統制」は、「第1次計画」期でのいわば「不況対策」から「軍備拡張を目的にした『特定戦略産業振興策』」

表5 工業生産指数 (1928-38)

(1929=100)

	総生産	投資財	消費財	機 械	乗用車	紡 績	銃 鉄	粗 鋼	石 炭
1928	98.6	97.1	103.1	99.1	109.8	108.2	89.0	89.0	92.1
29	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
30	85.9	81.6	94.0	82.4	72.4	97.4	73.0	71.0	87.0
31	67.6	52.6	89.2	59.0	51.3	94.9	45.7	51.0	72.5
32	53.3	34.4	76.3	39.2	31.4	86.6	29.6	35.5	64.0
33	60.7	43.6	82.6	46.8	65.5	98.1	39.7	46.6	67.0
34	79.8	72.6	92.4	62.5	104.9	106.8	65.9	73.0	76.3
35	94.0	99.4	88.2	82.1	149.4	98.5	91.2	101.1	87.5
36	106.3	113.2	98.7	98.7	177.6	106.5	115.2	118.1	96.6
37	117.2	124.4	104.6	119.6	214.4	108.1	120.2	122.1	112.9
38	127.6	142.3	114.9	138.3	187.3	115.8	143.5	148.0	116.5

資料. L.o.N., Monthly Bulletin of Statistics 1938, No.12, p. 584-588.

前掲, 塚本『ナチス経済』297頁。

として再編成されたと結論されてよい。

ついで「投資統制」の(ロ)「展開内容」へと視角を転じると、特定重要戦略部門に関して以下のような具体的進行が確認できる。すなわち、まず第1に、36年9月の「第2次計画」発足と同時に「全金属加工部門」において「投資統制」が開始されたのを皮切りとして、次に第2に37年9月16日には「政府命令」の発動によって「鉄鋼部門」へと「投資統制」の浸透が進む。こうして「鉄鋼-金属」という基幹部門への投資規制が早期に完了するが、それだけではない。続いて第3にそこを起点としてその後は、「鉱油・アルミニウム・マグネシウム・再生ゴム」などの周辺部門にまでこの「投資統制」が波及・拡大するのであるから、「第2次計画」期「投資統制」の包括性は一目瞭然といてよい。

そのうえで「投資統制」の(イ)「生産統制との連結性」が無視できない。つまり、すでに指摘したように「第1次計画」期には、ドイツの実体的経済過程がそれだけでなくとも停滞していたため、「投資統制」の不可欠性がなお微弱でありしたがってそれが「生産規制」にまで浸透する必要性はなお強くはなかった。換言すればその局面では「投資統制→生産統制」という連関性は依然として明瞭ではなかったのに対して、この「第2次計画」期に至ると、「投資統制」の目的が、「軍備拡張」を可能にする「重要戦略部門」の選択的拡充に収束化されたため、「投資統制」はむしろ「生産統制」への帰結としてこそその意味をもつことになる。まさにこのような背景変化の中で、「投資統制」と「生産統制」とは一体化されて発動していくのであり、「生産計画の変更」には認可が必要になっていく。いまその具体例を1つだけ挙げると、「粗鋼2トン以上を消費する工場設備建設には特別の認可が必要とされ、戦前39年にすでに軍備にとり重要でない工場設備建設は一般に阻止された」といわれている。一見して「投資統制-生産統制」の連結性が明瞭であろう。

そのうえで最後に、「投資統制」が(ニ)「原料自給化政策」のいわば一手段としても機能した点が興味深い。すなわち、マルク決済圏形成以来、ドイツは、多角的決済システムを通す原料輸入において大きな制限に直面することになり、したがって割高な輸入価格での原料輸入に依存せざるを得なくなっていたが、その打開策としてこそ「輸入原料代替的国内原料生産・代用品原

料生産」の振興が促進されたのは周知の通りであった。その代表例としては、例えば「人絹・スフなどの人造繊維、人造ゴム、石炭化学工業部門での人造石油生産の技術開発・工業化」などが指摘可能だが、いかんせんこれらの代替品原料・国内原料は輸入原料に比較して生産費が割高であった。その点で、このような「輸入原料品代替化」実現のためには国家による政策発動がなお不可避であったが、まさにその政策発動の一手段としてこそ、この「投資統制」が総合的に動員されていったとみてよい。

以上のような「原料統制－投資統制」の集約点に位置するものこそ(c)「物価統制」に他ならない。そこで最初にこの「物価統制」の(i)「方式・展開」からフォローしていくが、その場合に重要なのは「第2次計画」期を規定する物価状況であろう。つまり、この「第2次計画」が始まる36年以降には、民間設備投資の増加および軍事支出の拡大を契機とした原料供給の相対的不足が発生し、それが急激な物価上昇基調をもたらしつつあったが、他方で、この物価上昇が33年からの「賃金ストップ」政策を脅かすのは必至であったかぎり、物価上昇の政策的抑止が緊急の課題に上ってくる。まさにこのような状況変化に促進されてこそ「物価統制」の「方式」にも質的変容が発現したとみてよく、「第2次計画」期においては、国家は、「第1次計画」期のような「カルテル価格・自由市場価格への『監督・指示者』」に止まらずに、ヨリ積極的に自ら『価格形成・価格決定』の主体たる役割を遂行し始める。換言すれば「妥協なき命令経済への移行」といってよい。

そしてその際、「第2次計画」期「物価統制」のこのような基調変化には2つの重要画期が指摘可能だが、そのうちのまず1つ目は36年10月29日の「帝国価格形成委員」制度の設置であろう。つまり、この「帝国価格形成委員法」前文では「以前には物資欠乏を需要供給の法則にしたがって利用し、製品に最高の価格をつけることは商人・企業家の当然の権利とみなされた(が)……このような行為は今後は許されないと述べられて、——部分的にはあれ——「国家の価格統制による、自由な市場価格形成システムの『否定』」が表明されている⁴⁾。まさしく、「第1次計画」期の「帝国物価監督委員」制度とはその性格が決定的に異なるというべきであろう。そのうえで2つ目の画期こそ「物価ストップ令」(同年11月26日、Preisstoppperordnung)

に他ならない。いうまでもなくこの法令は、いまふれた「帝国価格形成委員」の行動立脚基盤を規定したものであるが、本質的には、——価格・価格関係を直接的に固定するものではないにしても——「国民経済的に正当な価格を見出すための明確な出発点を獲得する」ことを通じて「強力な国家投資景気から生じる物価上昇傾向を阻止することを目的としていた」。こうして、「第1次計画」期段階の「監督委員—監督局」体制の反省の上に、ヨリ強力な「物価統制」体制の構築をみた。

ついで、このような「方式」を前提にして次に(ロ)「物価統制」の「内容・方法」に目を転じよう。そこで、いまざっと「価格統制」のシステムの組立てに立ち入るが、一見してその「詳細性」には目を眩らざるを得ない。すなわち、まず、「統制すべき価格」の範疇が(A)「最低価格」(B)「最高価格」(C)「伸縮価格」(D)「追加価格」(E)「固定価格」(F)「割引価格」として大分類されて、「商品品種」とそれに適用される「統制内容」が示されたうえで、次に、そのそれぞれのカテゴリーがさらにいくつかのグループ群に細分されつつ統制の具体的仕組みが列記されていく。例えば、このような範疇区分のうちその太宗を占める(A)と(B)だけのグループ群を例示しておけば³⁾、まず(A)については、「①一定地域内一定商品の売り手全体にとっての統一的最低価格②一定商品販売者グループにとっての統一的最低価格③一定商品の個々の売り手にとっての個別的最低価格」と区分されるし、また(B)に関しては、「①一定商品の売り手全体にたいする統一的最高価格②一定商品販売者グループにたいする統一的最高価格③個々の売り手にたいする個別的最高価格」と分類された後、特に③はさらに「a) 固定した最高価格 b) スライド式最高価格」などへと分解されている。まさに「網の目を張り巡らした」ような「物価統制」というべきであろう。

その場合、このような「緻密性」の中で極めて特異な地位に置かれたのが軍需品に他ならない。つまり、軍需品についてはその性格上、価格決定の基準となる既存の市場価格が存在しないケースが多かったから、その価格はしばしば受注企業の個別コストに一定率の利潤を付加して決定された。換言すれば「物価ストップ」システムの合法的「抜け穴」以外ではないが、それに根拠を付与したものが38年11月の「公共発注についての価格決定原則」で

あって、それによって、市場価格が把握され得ない場合には企業の個別の原価を価格形成の基礎とする——と正式に規定された。「軍備拡張」意図が透けて見えよう。

こうして最後に「物価統制」のい「特質・意義」に辿り着く。そこで、以上のような「物価統制」の具体像を前提にすると、総体的に以下の3点が抽出可能とってよいが、まず第1は「一般企業と軍需企業との『格差的作用』」に他ならない。すなわち、「第2次計画」期の「物価統制」が、「一般産業企業」と「軍需産業企業」との間で決定的に異質な作用をもたらした点であって、まず一方で「一般産業企業」に対しては、国家による価格形成へのこのような介入によって、販売価格上昇を通じた利潤増加が大幅に制約される——という影響が生じた。約言すれば、「一般産業企業」では「物価ストップ」によって「価格引き上げ禁止→利潤上昇制約」というベクトルが帰結したとってよいが、次に他方で「軍需産業企業」に対しては全く異なる作用を及ぼした。何度も指摘したように、軍需発注においては、個別的なコスト計算・価格決定によって明らかに高利潤が確保されたからであって、このセクターでは「物価ストップ」を通してむしろ「価格管理可能→利潤上昇実現」という逆のベクトルが進行していく。事実、「軍需生産企業」はこの関係を利用して、設備拡張費を減価償却分として大幅に価格に追加したとさえ指摘されている⁶³。

ついで第2に、「物価統制」が「資本配分の誘導化=重化学工業化促進」機能を発揮した点が重視されてよい。というのも、繰り返し確認してきた通り、この「物価統制」は、他面での「原料統制」とも一体化して「軍需産業部門」の育成・振興に寄与してきたが、そのことは、——マクロ的次元からより大きく総括すれば——「消費財部門-生産財部門-軍需部門」の相互関連において、産業連関上の「需要波及効果」および「資本・資源・労働力配分」について一定の「政策的誘導化」を権力的に発動してきたことを意味する——からに他ならない。要するに、この「物価統制」は、一面で産業部門間の資本配分に一定の「歪み」を発生させながら、他面で「産業構造の重化学工業化」を強力に押し進めたのだと集約できよう。そうであれば最後に第3に、ナチス型資本蓄積動向と「物価統制」との「内的関連」は結局以下の

ように総括可能だと思われる。すなわち、「物価統制」は、「価格形成・利潤増加・資源配分・資本配分」などの諸点に関し、ナチス体制の基幹部分を構成する——「軍需企業」をもその中核部分に包含した——「重化学工業型・金融独占資本体制」に対して、明らかに優位的・効果的作用を発揮したのであり、まさにその点で、「物価統制」は「資本蓄積構造」を促進するもの以外ではなかったのだ——と。

ではこのような「市場統制」を支えるものとして、③3つ目に「労働統制」⁷⁾はどのように動いたのだろうか。さて最初はず「労働統制」の(a)「背景」だが、そのポイントが「第2次計画」の基本方針そのものにこそあるのはいうまでもない。つまり、これまで具体的に検証してきた通り、「軍備拡張」が主課題とされたこの「第2次計画」期においては鉄鋼業・金属工業・土木建築業などの飛躍的發展が進行したが、それが熟練労働力の構造的不足を生み出さざるを得なかったのは当然であった。まさにそのような状況に直面してこそ、ゲーリングは、「第2次計画」実現のためには「労働配置問題」の解決が不可欠だと判断したのであって、そこから彼は、「4ヶ年計画」の発表と同時に労働力配分に関するいくつかの「命令」を発することになる。「第2次計画」型「労働統制」である。

それを確認して次に、「労働統制」の(b)「組織的枠組み」をフォローすると、まず38年には「民間人就業義務の導入」および「特別の国策上の課題について労働力需要を確保する命令」が発動されていく。その場合、前稿で確認したように、ナチスの「労働力配分統制機構」は34年5月の「労働配置規制法」と35年2月の「労働手帖法」によってその基本構成がすでに形成をみていたから、この2つの「決定」はその基本ラインに立脚した内容拡充的措置だともいえるが、これらを通じて国家による「労働統制」がより末端にまで貫徹可能になった点は見逃ごせない。さらにその上に、39年3月1日には「職場転換制限」令が発せられるのであって、必要セクターへの強制的な「労働調達」のみならず「労働配置の権力的固定化」もがそれと並行して義務づけられていったといつてよい。

したがってこの点を強調すれば、ドイツにおいては、「戦時型労働力配分統制機構」がすでに第2次大戦勃発「前」に事実上完成をみていた——とも

判断できる。まさにこの点にこそ、「国家の経済への介入」における、ドイツ型の特徴が見出されるべきであろう。

そのうえで「労働統制」の「成果」が問題となるが、その点を「就業者構成」の側面から確認しておきたい。いま例えば「就業者別産業構造」を取り上げてみると、まず一方で、「軍需産業」の代表といえる「金属加工」が1925年=2997千人(構成比33.8%)→33年=2681千人(31.5%)→39年=3892千人(40.0%)と動くのに対して、他方で、「消費財産業」を代表する「衣料・繊維」は2796千人(31.6%)→2596千人(30.3%)→2460千人(25.5%)という軌跡を辿る⁸⁾。したがってこの動向からは、「軍需部門」従業員の堅調な増大と、それに逆相関した「消費財部門」従業員の顕著な減少がまさに対照的に検出可能だから、その点からすれば、「軍需傾斜型・労働統制」の一定の「効果」はもちろん否定し得ない。しかし他面、このような基調の底流をなす、産業の「重化学工業化」自体はむしろ相対的安定期以来の目立った趨勢でもあった事情をも重視すれば、「軍需傾斜型・労働配置」は、すでに持続的に進行していた傾向の、そのナチス型加速化だったとも総括できよう。

以上を前提にして最後に(c)「賃金統制」としての作用はどうか。すでに明らかな通り「第2次計画」期の展開は熟練労働力不足を強めたが、「労働統制」の発動にもかかわらず「賃金水準の固定化」には成功しなかった。というのも、企業は、労働力確保のために賃金を引上げることによって——法令の網を潜って——労働力の争奪に走ったからに他ならず、その結果、労働時間延長により週労賃収入が増大しただけでなく、37年以後には時間賃金率さえも僅かながら上昇し始めた(時間賃金率[32年=100], 36年=96.8→37年=97.0→38年=97.4, 表1)。これに対して、これを抑制するために、38年4月の「賃金形成令」によって、労働管理官が最低賃金の他に新たに最高賃金をも決定可能にして賃金監視を強めたものの、それでも企業は、個々の労働者の賃金格付けを引き上げたり、労働者が支払う各種負担金を肩代わりするなどの抜け道を利用し続けた。

要するに、ナチス型「賃金統制」をもってしても、労働力不足という根底的隘路の下では賃金上昇を封じ込めることは不可能だったといつてよい。それ故、労働力不足がさらに激化するにつれて、労働配分統制がなお悪循環的

に強化されていったのは当然であった。

以上のような「統制作用」を前提にしたうえで、(3)第3に国家政策の現実的発動態様をなす「経済政策」の内実へと視角を転回させていこう。そこで①まず1つ目にこの「第2次計画」期の中軸を占めた「再軍備政策」はどうか。最初に(a)「再軍備化」の「経過」を確認しておく必要があるが、そのそもその起点が「ヴェルサイユ体制の打破」にあったのは周知のことといてよい。すなわち、ドイツは第1次大戦後から「国際政治上の地位の上昇」を不断に追求していったが、ドイツにとってこの「上昇」とは、敗戦国としてのドイツの地位を釘付けにしたヴェルサイユ体制の打破以外ではあり得なかった。このようなスタンスに立脚してナチスは、30年以來、ヤング案反対のスローガンによって主に賠償問題を焦点にしつつヴェルサイユ体制打破の運動を進めていったが、その延長線上で1つの転換点に遭遇していく。いうまでもなく32年7月9日の「ローザンヌ会議」であって、ここで明白化した、事実上の「賠償履行の不能化」宣言以降は、ヴェルサイユ条約における「軍備制限条項」の撤廃こそが、むしろナチスの主要な直接的運動目標として躍り出てきた。まさに以上のような伏線を前提にしてこそ、1934年8月28日にヒトラーはオーバーザルツブルクにおいてついに「再軍備宣言」を発するに至る。要するに、こうしてナチスの「再軍備政策」はまず34年からのいわば「秘密再軍備」として始まり、その後それが、「第2次計画」期へとつながって本格化した——と図式化されてよい。

そのうえで次に、この「再軍備政策」を突き動かした(b)その「現実的推進力」は何だったのだろうか。つまり、いま確認した「ヴェルサイユ体制の打破」というのは「再軍備拡張」のいわば「理念」そのものに止まり、したがってそこには、その「理念」を「現実化」させた政治経済的過程が同時に存在したはずだが、その焦点が「マルク為替決済ブロック」の形成・維持にあったことはいうまでもない。その場合、この「マルク決済圏」の構築背景に関してはすでに関説した通りだが、いまそのエッセンスは以下のようなロジックにあった。すなわち、1933-34年の公共投資政策の結果、「国内生産拡大→民間設備投資増加→原料輸入拡大→国際収支悪化」という論理が進行したが、それは、34年9月の「新計画」路線を必然化させつつ、最終的にはドイツ買

易の「双務協定化」に帰結していく。具体的にいえば、一方で、対米・対西
 欧債権国輸入は、外国為替不足のために対東欧・中南米からの輸入に転換さ
 せられたとともに、他方では、その対東欧・中南米貿易の大部分は「双務貿
 易取引」という方式に変質させられていくことになった。その結果、ドイツ
 では、「国内再生産維持＝原料確保」のために「マルク為替ブロック」を強
 化しつつ、特に焦点をなす東欧・中南米諸国に対しては、「為替精算協定に
 立脚した原料輸入確保」という関係からさらに進展して「国家間の政治的結
 合・統合」もがその追求課題に浮上してくるといってよい。あからさまにい
 えば、対外的にはドイツの対東欧諸国への政治的支配関係の強化要請とい
 うことに他ならないのであって、ドイツにとっては、対東欧双務貿易に基づく
 「生存圏確保」のためには、自らの国際政治上の地位の上昇が不可欠だと理
 解された。そして、この「国際政治上の地位上昇」のまさに決定的手段こそ、
 何よりも「軍事力を主要資本主義諸国と同等レベルにまで引き上げる」とい
 う「軍備拡張」だったのであり、ここにこそ「再軍備政策」の「現実的動因」

表6 ドイツの軍備支出 (1932-39)

	(単位 百万マルク 会計年度)							
	軍需省	陸軍	海軍	空軍	計	メフォ 手形	計	軍備支出 国民所得
1932	-	457	173	-	630	-	630	1.3
33	-	478	192	76	746	-	746	1.5
34	3	1,010	297	642	1,952	2,145	4,097	7.8
35	5	1,392	339	1,036	2,772	2,715	5,487	9.3
36	128	3,020	448	2,225	5,821	4,452	10,273	15.7
37	346	3,990	679	3,258	8,273	2,688	10,961	15.0
38	452	9,137	1,632	6,026	17,247	-	17,247	21.0
39	258	5,611	2,095	3,942	11,906	-	11,906	-
4月-8月 1934/39	1,192	24,160	5,491	17,128	47,971	12,000	59,971	-

資料. Kroll, G., *ibid.*, S. 571. (Europa Archiv, 20. 6. 1951, S. 4129)

前掲, 塚本「ナチス経済」250頁。

があると把握されるべきであろう。

以上をふまえて最後にこの「再軍備政策」の(c)「実態」を押さえておきたい。そこでいくつかの数字を利用して「再軍備」過程の現状確定を試みるが、まず「軍需省・陸軍・海軍・空軍」の合計からなる「軍備支出合計」(百万マルク)に目を向けると、1934年=1952→35年=2772→36年=5821→37年=8273→38年=17247(表6)と推移するから、何よりも「第2次計画」期が始まる36年を決定的な分水嶺としてこそ、「再軍備」化の明瞭な進行が手に取るように分かつよう。そしてその点は、「軍備支出の対国民所得比率」の動向からも直ちに検証可能なのであって、その比率は例えば7.8%→9.3%→15.7%→15.0%→21.0%という数値を刻む(表6)。したがってこの方向からも、「第2次計画」期に入る36年こそがやはり「再軍備」スタートの画期であることが一目瞭然だといってよく、まさにこの局面からの「再軍備政策」進展が裏付けられる。そのうえで念のため、「財政支出全体に占める軍事費比率」(表7)をもチェックしておく、1929/30年=6.5%→33/34年=12.6%→36/37年=67.0%と動くから、ここでも「再軍備」化における「36-37年」の転換性は否定し得ないが、しかも軍備拡張程度の極めて顕著な日本の水準が36.1%→38.7%→48.7%であってみれば、ドイツの辿った「再軍備政策」の露骨性が取り分け浮上してこざるを得ない。

ついで経済政策展開の2つ目として②「社会政策」に視点を転じていこう。そこで最初に、(a)「労働政策」がまずその全体的基盤として明確化される必要があるが、すでに多面的角度からフォローしてきたように、その焦点が何

表7 財政予算のうちに占める軍事費の比重(%)

	ドイツ	イギリス	フランス	イタリア	日本
1929/30	6.5	14.6	22.0	25.2	36.1
33/34	12.6	13.9	22.7	21.4	38.7
36/37	67.0	24.1	29.9	53.6	48.7

資料. Schneijerson, A. I., Die Unterordnung des bürgerlichen Staates unter die Monopole, S. 50. 前掲, 塚本『ナチス経済』250頁。

よりも「労働配置政策」にこそあるのは当然といってよい。というのも、前稿で確認し終わった通り、「労働政策」の基軸をなす「労資交渉制度」や「争議調停制度」などはすでに「第1次計画」期において空洞化ないし解体に追い込まれてしまっている以上、この「第2次計画」期「労働政策」の焦点としては、それを前提にして進行した「労働配置政策」⁹⁾に限定される——からに他ならない。まさにそうだからこそ、強力な「ナチス型労働統制」が不可欠と同時に可能だったわけだが、ここでは、この「労働統制」を「労働配置政策」にまで現実化しつつその「具体的機能展開」を検出しておこう。さて、36年段階で失業者がなお100万人を超えてはいたものの、「第1次計画」の浸透による景気の好転によって特に熟練工はすでに不足気味の水域に達していたから、労働力不足問題の防止策という点から、「第2次計画」始動と同時に「労働配置政策」もスタートをみる。それは大きくは2つのステージを踏むが、まず(A)「第1段階」は36年10月の「第2次計画」期当初のフェーズに他ならず、さし当たり3種類のヴァリエーションをもつ。すなわち、(イ)「専門工の養成」——「4ヶ年計画」と特に関係の深い「金属産業」(鉄鋼・非鉄・機械・電機などの業種)と「建設業」について、専門工の養成を各経営に義務付けたり、他産業への従事者の復帰を促進すること、(ロ)「労働局の許可制」——国策に沿った労働配置を実現するために、「金属産業」では専門工の新規採用には労働局の許可を必要とさせ、また「建設業」においては着工前に所要の専門工と資材の量とを届出させること、(ハ)「労働手帳の利用」——専門工争奪による事業阻害や賃金上昇の回避を目的として、「労働手帳制度」を利用して労働者の職場移動を制限すること、これである。一見して、「労働配置政策」の綿密性が分かる。

しかし、労働力不足の激化はこの「第1段階」をも乗り越えて進む。そこで37年以降(B)「第2段階」に着手されるが、これも概ね3つのヴァリエーションに区別し得る。すなわち、(イ)「専門工一般への規制拡大」——「金属産業」において、37年2月の命令によって規制の範囲が専門工一般へと拡張されて管理強化が進んだ他、「建設業」でも、届出に基づきつつ緊急度に応じた資材配分を媒介してなされてきた労働配置が労働力の直接規制へと移行し、具体的には、38年2月の命令以降は全職種にそれが適用されたこと、(ロ)「転

職・就業の奨励」——原料不足のために不完全就業の続く繊維産業などで、37年後半以降「失業扶助金」の支給を制限することを通じて転職を刺激したり、また女子労働力動員を目指して、結婚資金貸付の条件とした退職規定を同年末には廃止して就業を逆に奨励したのに加えて、38年3月からは新規学卒者を登録させて就職指導を実施したこと、(v)「徴用令の発動」——38年6月には「徴用令」が出されて、国民は一定期間、国家の指定する場所での労働を義務付けられたが、さらに翌39年2月からは徴用期間の限定が外されつつ、新設の国策工場での労働力充足のために既存工場からの労働力供出割当が進行したこと、これである。まさに「労働配置政策」の極限化という以外にない。

そのうえで、この「労働配置政策」は次に(b)「協約賃金システム」へどのように反射したのだろうか。すでに前稿で示したように、これに先立つ「第1次計画」期において「労働協約・争議調停制度」の空洞化＝解体が完了しており、その過程で、それを条件として「協約賃金率の固定化」がほぼ完全に進行してきていたが、その基調が「第2次計画」期に至って綻びを発現する。いうまでもなく、繰り返し確認してきた「労働力不足」がそれをもはや許さなくなったからに他ならず、まず1つとして、34年から36年までは96.8(32年=100)への固定化に成功してきた「協約賃金率」が36年以降は上昇に転じ、37年=97.0→38年=97.4と上方移動をみせる。先にも指摘した如く、これに対して国家は、38年4月に「賃金形成令」を発動して労働管理官による「最低および最高賃金」の決定をも決めたが、企業による様々な「抜け穴」利用に遭遇して、結局は賃金上昇を阻止することはできなかった。こうして「第2次計画」の中で「協約賃金率固定化」は一頓挫を遂げる。

それだけではない。ついで2つ目に「賃金実収額」も上向きに変化する。すなわち、「週賃金収入」は、景気回復に起因した労働時間の延長や協定外手当の増加に伴って36年を画期として拡大傾向に移るといってよく、例えば36年=116.6→37年=120.6→38年=126.5(表1)という軌跡を描く。したがってこれら2つの点からして、ナチスという「独裁体制」をもってしても、圧倒的な労働力不足の下では賃金上昇を封じ込め得ない——という「冷厳な経済ロジックの貫徹」こそが確認されるべきであって、厳密な「労働配置政策」

にもかかわらず「協約賃金システム」は再び動揺の荒波に飲まれていく以外になかった。

最後に、(c)「第2次計画」期における「失業保険制度の機能変容」についても触れておこう。すでに前稿で考察したように、「第1次計画」を通して「失業保険制度の形骸化—労働奉仕局の設置—労働奉仕の義務化」というラインが進行したが、この「形骸化」は、「第2次計画」期において「失業保険制度の『公共資金調達機構』化」という形でいわば完成をみる。というのも、一方で36年以降には失業が減少していったにもかかわらず、他方で、失業保険拠出金負担率は恐慌下に引上げられたままの率で維持されたからであり、その結果、帝国職業紹介・失業保険局に集中された掛け金＝資金は、失業者の生活保護よりも、むしろ「失業予防・解消措置」を名目にして公共投資へと振り向けられていったとみてよい。要するにこうして、「第2次計画」下の好況期において、失業保険制度は「公共投資資金調達機構」へと変質を遂げたのであるが、まさにそれと歩調を合わす形で、職業紹介制度も「労働力配分統制機構」の一環として再編されていく他なかった。そしてこれら一連のプロセスの終末こそ、第2次大戦直前39年4月の最終的変貌であって、その中で「帝国職業紹介・失業保険局」は労働配置のための「帝国基金」(Reichsstock für Arbeit)へと改組される。「第2次計画」期「社会政策」の到達点というべきであろう。

最後に経済政策の3つ目は③「農業政策」¹⁰⁾に他ならない。そこで最初に(a)「食糧自給化＝増産政策」の重要性が明白だが、その目標が、戦争遂行と食糧輸入削減による外貨の節約にあったことは当然であろう。まさにこの基本目標に沿って、まず一方では農業生産基盤の拡大が目指されたといってよく、例えば開墾・干拓による農地の拡大が追求された。そのうえで他方では、37年3月の命令によって、その基本方針を側面からサポートする当面の対策が発動され、具体的には、「化学肥料の大幅値下げ」と「ライ麦・じゃがいも・牛乳の生産者価格引上げ」とが実施されることになった。こうして、「農業政策」の展開はまず何よりも実体的レベルにおける農業生産促進からスタートするが、その円滑性を確保するためには、「農産物価格」への政策的措置へと不可避に帰着していく。

そこで次に(b)「農産物価格政策」に目を転じなければならない。すなわち、いま指摘したような「価格政策」によって、現実的には2つの帰結が直ちに発現してくる。まず1つは、肥料の消費が増加することによって反収が上昇するとともに、価格が引上げられた特定の農産物の増産が誘導されたこと——であって、その結果、農業生産への刺激強化と農産物自給確保が促進をみたと整理されてよい。そのうえでもう1つは、ライ麦や小麦の飼料・醸造への使用が禁止されることを通じて、農民は自家用食糧以外は全て供出を強制された点——に他ならず、それによって主食の確保と備蓄増大とが目指された。こうして、食糧の自給率は主食を中心にして確かに上昇はしたものの、しかし、油脂類は依然として輸入依存が高かったしまた飼料輸入も減少しなかったから、外貨節約の効果はなお大きいとはいえなかった。その点で「第2次計画」期「農業政策」の限界が否定し得まい。

しかし「農業政策」の隘路はそれだけではない。そこで(c)「農地・農村労働者政策」にも目を向けると、全般的な労働力不足の激化に伴って、農業を巡る環境は一層悪化する。例えば、労働力不足により開墾などが容易に進捗しないことに加えて工場・道路などの建設のために農地が転用されたから、一面では農地はむしろ年々減少をたどったし、他面では、農村労働者、特に「世襲農場法」を通して相続権を喪失した農村子弟が、賃金の高い建設業などへ大量に流失していった。まさに農業環境は深刻性の度合いを高めた。

それに対して、その予防策が講じられなかったわけではもちろんない。すなわち、(イ)「農村労働者用の改良住宅建設」、(ロ)「耕地整理の強行」、(ハ)「農業機械の導入」などが実施されたものの、このうち(イ)と(ロ)はそもそも最初からその実効性に乏しかった。また(ハ)がある程度進行したことは事実だが、しかし、軍需との競合で農業機械の供給が制限されたうえに、中小農民経営の基盤上では機械化に大きな限界がある以上、この「農業の機械化」も決定的な壁に直面していく。その結果、最終的には、ナチスがむしろ敵視したユンカー大経営の機械化に依存してしか増産が期待できなくなったというべきであり、ここに、ダレの「農本主義的農政」は「破綻と転換」を余儀なくされる。

[2] 資本構造 では、以上のような「第2次計画」期「国家政策」の舞

台上でどのような資本行動が現実的に展開したのであろうか。そこでそれを検証していくために、(1)まず第1に「産業構造」の現状をフォローしていくが、最初に①1つ目として「産業構成」の実態を押さえておく必要がある。すでに前稿でも指摘した通り¹¹⁾、(a)「全体動向」としては、この「第2次計画」期も、「第1次大戦－ワイマル体制－第1次計画」と続く一連の「重化学工業化」進展過程の延長線上にあるとまず位置づけられてよい。つまり、「重化学工業化」は、まず相対的安定期・ワイマル期の中で何よりも個別資本の金融資本的蓄積に主導されて開始されていくが、ついでそれが、ナチス経済のいわば「出発点」として継承されて「第1次計画」期の実体的な前提条件を形成する。そのうえで「第2次計画」期に入ると、この「基礎的実体構造」の上に、——「生産財部門」優位化・「消費財部門」劣位化を指向した——「原料統制・投資統制・市場統制」などの国家統制がさらに付加されたのであるから、この「第2次計画」期において、「重化学工業化」がまさに極限化に至ったのは当然であった。要するに、「第2次計画」期「産業構成」の「全体構造＝基本構造」としては、「第1次大戦－ワイマル期－第1次計画期」を縦貫して進展してきた「重化学工業化」傾向の、「軍備拡張」主導型「国家統制」を媒介とした、その「極限的完成化」——という点に即して整理されてよいように思われる。

ついで、この「基本構造」の(b)「内実」を例えば「資本集中」状況の中で検証しておこう¹²⁾。その場合、前稿で確認した通り「第1次計画」期において「資本集中」はすでに明確であった(33年＝全ドイツ株式会社数9148、1社当たり平均資本金2255百万マルク→34年＝8618、2296→35年＝7840、2494)が、この基調は「第2次計画」期に入ってももちろん持続・拡大していく。つまり、36年＝株式会社総数7204(資本金192億マルク)→37年＝6094(187億マルク)と動くから、資本金総額がほぼ安定的に推移するなかで総企業数はかなり明瞭に減少を続けている。したがって、「第2次計画」期における「資本集中」化の加速化が一目瞭然というべきであり、33-37年の数年間で企業数は実に40%程の減少を記録したと判断してよい。そして、この動向が「1社当たり平均資本金」推移に直ちに反映しているのは当然であって、それは35年＝24億マルク→36年＝27億マルク→37年＝31億マルクという軌跡

を描く。まさにその点で、「資本集中」化の進展という以外にはない。

そうであれば、以下のような整理が提起可能だと思われる。すなわち、すでに「第1次計画」期までに到達していた高度の「資本集中」化＝「大企業支配」化過程は、「第2次計画」期における、「軍備拡張」を主目的とした一層の「重化学工業化」に促進されつつ、まさに「軍事化過程」という特殊な意味をもって体制的に確立をみたのだ——と。

そのうえで、このような「資本構成」動向の(c)「要因＝意義」はどこに求められるのか。以上でフォローしてきた過程は、結論的には、「軍事化」を基軸とした「第2次計画」型「国家統制」によって促進された、「重化学工業化・資本集中化・大企業支配化」の体制的確立過程——を意味するが、この命題から導出できる体系的意義は取りあえず以下の3論点に他ならない。つまり、(イ)「国家統制」による「生産財生産」優遇化が「重化学工業」部門での「資本集中」と「大企業支配」とを加速化したこと、(ロ)「国家統制」による「独占的大企業蓄積」促進の明白化によって、「独占的大企業の『資本蓄積動向』とナチス『政治目的』との『結合』化」が成立したこと、(ハ)このように準備され進展してきた「統制経済機構」が第2次大戦勃発とともに名実ともに「『戦時』統制経済機構」として機能し始めていくこと、これである。まさに「戦時経済」の準備過程そのものであろう。

では以上のような「大企業体制強化」は、②2つ目に「大企業体制」の具体的展開においてどのように発現したのであろうか。そこで最初に(a)その「背景」だが、何よりも、この「第2次計画」の展開によっても、ドイツ資本主義における「軍需生産型・産業構造への変革」が容易ではなかった点が注意されねばならない。換言すれば、「軍需生産拡大－原料自給」を目的とした「第2次計画」期においてさえ、国家統制が、企業行動を市場価格運動に依存した投資・生産に関する調節過程と切り離しては、それを「生産割当・原料割当・投資規制」命令に従属させるのは不可能であった。したがって、国家統制は、企業活動における一定の独自の運動展開という前提の上で、各産業部門における投資・生産増加テンポに一定の「修正・変容」を与えに止まった——と判断されるべきであり、その点で、「大企業体制と国家統制」との「特有な連関」が注意されるべきであろう。

とすれば次に、「大企業体制強化」の(b)「基盤」は何に求めたらよいのだろうか。しかしそれへの「解答」はすでに明らかであって、そのポイントは、一定の政治目的に沿って産業構造を変革するためには、——市場価格メカニズムをなお前提にする以上——まず国家の価格統制を通して「費用収益関係」自体を規制し、ついでまさにその土台の上で、それを媒介にして「間接的に」産業部門間の資本配分を統制する——という方式にこそあると整理できよう。逆から言い直せば、「産業部門間の資本配分を調節する価格運動」＝「費用収益関係」を無視して、「直接的に」投資規制を実施するのは極めて「不効率」だということに他ならず、その結果、「大企業支配体制強化」も結局は、「価格統制を土台にした『費用収益関係』のコントロール」を媒介にしてしか実現され得なかった点がかくれぐれも無視されてはなるまい。このような基本スタンスを踏まえて最後に、(c)その若干の「具体例」¹⁰⁾を指摘しておけば、まず1つとして、低利潤率の産業部門へ直接的・政策的に資本が追加されたパターンとしては、例えば「人造繊維・人造ゴム・貧鉍処理による製銃・人造石油」などが挙げられる。しかし、これらの産業部門はいわば「例外的な」代替品産業部門であって、数量的にも少数に限定された。それに対して、2つにはそれ以外の多くの産業部門では、上述のような「費用収益関係」が考慮されつつ、「費用収益関係自体を国家が規制する『間接的』資本配分方式」が採用された点——が重要だと思われる。要するに「大企業体制強化」と「費用収益関係」との「相互関係性」が明白であろう。

これらを前提にして、③3つ目として「経営方式」も一瞥しておきたい。そこでまず(a)その「形態」を探ると、国家による企業統制の「特殊方式」が注目される。すなわち、前稿で立ち入ってみたように、国家の企業統制は、独占的大企業に直接的に資本参加しつつ国有化することによって実行されるのではなく、カルテル・経済団体などの企業連合組織を通じてあくまでも間接的に実行する——という「独自の方式」が採用された。そしてその際の、「国家—個別企業の『接点』」となったものこそ、周知の「指導者原理—経営共同体」方式に他ならなかったが、このような特有なシステムは「第2次計画」期においても基本的に維持されていった。この点を前提にして次に(b)その「内実」に目を移すが、この「第2次計画」期の「経営方式」を規定した

ものこそ37年10月の「新株式会社法」だといってよい。いうまでもなく同法は、個別企業に対する国家規制の中軸を構成内容としているが、その趣旨は、一般株主の会社経営への発言権を停止し、そのことによって「経営指導者」の権限を強化しようとする点にあった。換言すれば、「指導者原理」に立脚した「経営者支配」をさらに強めつつその「経営指導者」を国家がより効率的に監督することによって、最終的には、「戦争遂行」という国家目的の、個別企業レベルまでへの浸透が目指された——わけである。この点にこそ「第2次計画」期の特徴があろう。

では最後に、このようなシステム展開は(c)どのような「帰結」を招来させたのだろうか。その場合に注目されるのは、以上のような「経営方式」の発動が資本家の利潤追求活動をかならずしも制約はしなかったという事実に他ならない。そうではなく、それは他方での「配当制限」とも相まって「自己金融」傾向を加速したのであって、「独占的大企業体制」を結果的にはむしろ強化することにつながった。しかも、この「自己金融化」傾向は、「公債基金形成法」を通じた「公債中心型・資本市場の再編成」によっても促進されたのであり、その結果、すでに「第1次計画」期にあっても、有価証券発行のうち株式・社債・抵当証券の比率が激減したのは周知の通りである。さらにその延長線でこそ、37年「新株式会社法」¹⁴⁾も発動可能だったとみてよく、それによって、例えば(i)「株式額面の千マルク以上への制限」(ii)「50万マルク以下の株式会社設立禁止」(iii)「小株式会社への合資・合名会社への組織変更」などを内容とする「株式発行の制限」が強制された。こうして、「戦争遂行体制の構築」を課題とするこの「第2次計画」期の中で、「経営方式」の面では「経営者支配—自己金融化—株式発行制限」という一連の過程が進行していく。

続いて取り急ぎ(2)第2に「財政・金融構造」へと視点を転回させていこう。最初に①1つ目に政府による「資金調達メカニズム」の動向が重要だが、その点を(a)まず「前提条件」の面から確定しておきたい。すでに前稿である程度詳細にフォローした通り、政府の「資金調達メカニズム」は、「第1次計画」展開につれて、概略として「雇用創出手形→メフォ手形→中長期国債」という時間的図式で経過した。要するに、政府資金調達は最終的には「中長

期国債」発行に依存せざるを得なかったが、その背景に「雇用創出手形・メ
 フォ手形」の特殊性が存在したのは多言を要しない。つまり、これら両手形
 とも「満期ごとの借換」・「中央銀行再割引適格性」などは共通であり、その
 点では「隠蔽された『中長期国債』」という本質を否定できないかぎり、こ
 れらの特殊手形の累積がやがて「貨幣市場の圧迫＝中央銀行裁量性の制限」
 に帰結していくのは必至であった。こうして、景気上昇による資本市場の回
 復を条件として、「第2次計画」期に入ると中長期国債の発行による特殊手
 形の整理が急がれた——とあってよい。しかし事態はもう一度転回を遂げる。

そこで次に(b)39年3月「新金融計画」¹⁵⁾に即してこの「新転回」に目を移
 そう。まず(i)その「背景」を確定しておく必要があるが、38会計年度に入
 ると、ドイツ・オーストリア併合、ズデーデン地域進駐のため軍事費を中心
 に財政支出が急増する。そして——後に検討するように——このような経費増
 大は財政赤字拡大を惹起する他ないが、この財政赤字補填のための短期国債
 発行増が最終的には「中長期国債」の発行困難をもたらしたため、(39年1
 月シャハト中央銀行総裁の任期終了とも相まって)「第2次計画」期・政府
 資金調達方式の中心を占めてきた「中長期国債」発行は、この時点で頓挫に
 追い込まれていく。

こうして39年3月20日には「新金融計画」が発表されるが、(ii)その「内容」
 は以下のように整理可能だといってよい。すなわち、5月1日以降、政府資
 金調達は全く新しい方式によって実行されていくが、この方式の焦点は、政
 府公共調達への支払いは現金の他2種類の「租税証券」によってなされる点
 にある。その場合、この「新・租税証券」は2つの独自な特質を有し、まず
 1面で「有価証券・公債としての性格」をもつとともに他面では「支払手段
 としての性格」をも兼ね備えていた。やや具体的にいえば、一方で発行側と
 しては、帝国政府・州・地方町村・公共企業体の発注額の40%までをこの証
 券によって支払い可能だとされたし、他方で受取側においては、民間企業は
 発注額のやはり40%分を他企業への支払いに利用できる——とされたわけ
 である。しかもその際、受取企業に対しては、「特別償却による税制上の優遇
 措置」や「減税措置」なども採られた。

したがって(iii)こう「総括」できる。すなわち、政府は、一方で対企業向け

の「減税措置」を施行しながら、他方でこの短期証券によって財政収入増加を図ったと図式化されてよく、要するに、「新金融計画」発行以後、政府資金調達の基本ルートはこの「租税証券」によって代わられたのだ——と。「政府資金調達方式」における第2次転換である。

そこで最後に(c)「租税証券・無利子国庫証券」から構成される「短期債」の激増状況を確認しておこう。いま「帝国短期債残高(増減)」(億マルク)の動きを辿ると(表2), 例えば以下のような軌道を走る。すなわち, 35年=84.7(+28.5)→36年=120.4(+35.7)→37年=143.0(+22.7)→38年=180.2(+37.2)となるから、「新金融計画」の開始を起点として特に38年からの激増が一目瞭然といつてよい。こうして、戦時体制定着と並行して「短期国債」による政府資金調達の「新傾向」が現出するが、この「短期国債」こそが同時に、ドイツ中央銀行における信用発給の基本重要手段になっていくのは以下にみる通りである。

続いて「財政・金融構造」の②2つ目は「公共投資」に他ならない。といっても、「第2次計画」期において「軍備拡張」が本格化したことはすでにあらゆる機会に指摘した如くであり、したがって政府支出の太宗に「軍事支出」が躍り出た点に関してはもはや贅言を要しない。そこでここでは、その事実をいくつかの数字によって確認するに止めるが、まず「軍事支出」(億マルク)の動きを追うと以下ようになる。すなわち, 35年=52(構成比57.0%)→36年=90(68.0%)→37年=109(69.8%)→38年=155(72.8%)という数値を刻む(表3)から、「第2次計画」期へと移行する35-36年と、第2次大戦勃発を準備した38年時点での、その画期的な膨張変動が一目瞭然といえよう。その点は、「公共投資に占める軍事費割合」の推移からも明瞭であって、やはり「35-36年」と「37-38年」とがその伸び率の2大ピークを形成している。いずれにしても、大戦開始の直前である38年において軍事支出がすでに公共投資全体の70%を超過している点は驚嘆に値することであって、「第2次計画」期での「軍備拡張」のすさまじさが手に取る様に分かる。この傾向に対して、相対的安定期及び「第1次計画」期において公共投資の中軸を占めてきた「交通」(構成比%, 28年=30.8→33年=39.4→36年=16.2→38年=16.0)と「公共機関支出」(25.2→25.8→10.6→5.7)¹⁶⁾との凋落は決定

的とみてよく、全体的基調変化は否定し難い。

そうであれば改めて次のように集約可能だと思われる。すなわち、「公共投資」構成内容は、「第2次計画」期には「軍備支出」=70%、「産業基盤整備」=30%にまで至っているものであり、まさにその点からして、「公共投資」は、国家的規模での「産業合理化投資」としての性格を失い、いまや財政上の「軍事支出」へと純粹に転化したのだ——と。

以上を前提にして③3つ目に「中央銀行信用」¹⁷⁾へと視点を転回しよう。さて、いま直前で確認した通り、公共投資は「軍事支出」へと大きく舵を切ったが、そのような変容を可能にした極めて大きな条件として「中央銀行の機能変化」があったことは容易に想像できる。いうまでもなく、「軍事費支出を支える中央銀行制度」の出現以外ではないが、その点は以下の2方向から検出できるといってよい。つまり、まず第1の方向性は「民間貸付」の減少という要因であって、その背景には、すでに「相対的安定期—『第1次計画』期」を通して持続的に進行してきた企業の「自己金融化傾向」が当然存在しよう。ざっとその動向を辿ると、「ベルリン大銀行主要勘定」中の「貸付」（億マルク）は33年=37→34年=33→35年=29→36年=27→37年=26となるから、一直線の減少傾向が浮上してくる。こうして、ベルリン銀行の「対企業向け貸付」の凋落がまず明瞭だが、それがさらに中央銀行の「対民間銀行信用」を削減させたのは自明であるから、全体として「自己金融化→民間銀行貸付減」という経路を媒介して、「中央銀行の民間業務」停滞化が帰結していく。

これが「中央銀行の機能変化」のまず「必要条件」だが、それだけではない。ついで第2の方向性として「中央銀行の制度改革」が積極的に発現してくる。すなわち、先にみた「新金融計画」発足に引き続いて同年6月15日には周知の「新中央銀行法」が公布されるが、その基軸的内容は一応以下の3点に整理可能だといえる。つまり、(A)中央銀行の国庫手形引受制限および帝国財政当局への經常信用授与の制限の撤廃、(B)「指導者兼首相」による中央銀行の国庫手形引受額の弾力的決定可能化、(C)引受けられた国庫手形の発行準備への繰り入れによる「金為替準備制度=金為替本位制」の最終的な否定——これである。こうして中央銀行はヒトラーの命令により無制限な通

貨発行が可能になった。

要するに、国際政治上の緊張が高まった38年以降、金為替本位制の完全否定に立脚して、中央銀行は中央銀行信用の無制限拡大可能状態に配置された。そしてこれこそが「軍事支出拡大-戦時体制化」の根底的条件となっていくのは、もはや自明のことであろう。

以上までで考察してきた「資本構造」をその外枠から規制する基本条件として、次に第3に(3)「対外関係」をも視角に取り込んでおきたい。そこで①まず1つ目として、「対外政策」展開の前提をなす「金・外貨保有状況」を検出していくと、前稿で確認したように、すでに「第1次計画」展開の過程で「金・外貨状況」は極度の悪化ラインに達していた。いうまでもなく「第1次計画」発動→景気回復→原料輸入増加→国際収支悪化の結果に他ならないが、その基調が「第2次計画」期にも拡大して継続したのは当然であった。いま「金準備保有状況」(百万マルク)を辿ると31年=234→33年=92→38年=29となるから、33年に1億マルクの大台を割った後も急激な金準備の喪失を経験し続けていく。こうして、「対外関係」展開の基礎条件としての「金・外貨保有状況」は悪化の一途を辿る。

この点を念頭に置いて②次に2つ目に「輸出・輸入状況」を押さえておけ

表8 市場別輸出入構成 (総輸入・総輸出のうちに占める比重, %)

		南東欧	エジプト、トルコ、中近東	中南米	北 欧	計	西 欧	イギリス	アメリカ	その他	計
輸 入	1929	3.8	1.4	11.4	7.3	23.9	15.7	6.4	13.3	40.7	76.1
	32	5.0	2.5	9.6	6.4	23.5	15.1	5.5	12.7	43.2	76.5
	35	7.7	3.8	13.1	9.9	34.5	14.1	6.2	5.8	39.4	65.5
	38	9.8	3.8	14.9	11.4	39.3	11.9	5.2	7.4	35.8	60.1
輸 出	1929	4.3	1.4	7.3	10.2	23.2	26.2	9.7	7.4	33.5	76.8
	32	3.5	1.3	4.1	9.4	18.3	31.9	7.8	4.9	37.1	81.7
	35	5.9	3.4	9.1	11.4	29.8	26.1	8.8	4.0	31.3	70.2
	38	10.3	5.4	11.7	12.9	40.3	20.8	6.7	2.8	29.4	59.7

資料. V.z.K., 14 Jahrg, 1939/40, Heft 1, S. 75. S. 77.

前掲, 塚本『ナチス経済』230頁。

ば、概略として以下のような数字が手に入る。すなわち、まずその「価額」(百万マルク)に着目すれば36年輸出=48, 輸入=42→37年=59, 55→38年=53, 54と推移し、大きな破綻は見られない。しかし問題はその地域的内容であって、「欧米の低下」とそれと逆相関的な「東欧・中南米の増加」とが益々顕著だといってよい。例えば「市場別構成比」(32年・35年・38年)の簡単な数値を指摘すると(表8), まず輸入では、西欧=15.1→14.1→11.9, アメリカ=12.7→5.8→7.4が減少基調になるのに対して、南東欧=5.0→7.7→9.8, 中南米=9.6→13.1→14.9は逆に増加傾向で動くし、輸出でもそれぞれ、31.9→26.1→20.8, 4.9→4.0→2.8, 3.5→5.9→10.3, 4.1→9.1→11.7という同形の軌跡が描かれる。したがって、先に確認した「金・外貨の欠乏」と結合させて判断すると、このことは、これもすでに「第1次計画」期において着手され始めていた、「金・外貨」を用いずに貿易を行う「為替精算協定=為替管理」の「死活問題」的不可避性を、裏面から如実に表現していると結論されてよい。

そこで最後に③3つ目として、この「為替精算協定=為替管理」の不可避的拡大を実証しておきたい。いま、ドイツ貿易における精算・支払協定締結国との貿易割合動向を取り上げれば以下のように推移する。つまり、34年=輸出63.1, 輸入=69.8→35年=79.0, 82.2→36年=76.1, 80.8→37年=77.2, 81.7→38年=77.6, 84.0(表9)という図式に他ならず、ここからは、「為替管理地域=広域経済圏」への絶望的「のめり込み」が見て取れよう。

したがっていまや以下のように結論される以外にはない。すなわち、ナチス体制は「国家統制」を通じて国内経済過程の維持を追求したが、それは、統制の及ばない外部との関係では、具体的には「外貨危機」という形で矛盾を露呈させた。その結果、「広域経済圏」の一層の強化・膨張が図られたが、それが「経済的」に達成し難くなるに及

表9 ドイツ貿易における
清算および支払協定
締結国との貿易の割合

	(%)	
	輸出	輸入
1932	50.3	70.0
33	51.1	66.9
34	63.1	69.8
35	79.0	82.2
36	76.1	80.8
37	77.2	81.7
38	77.6	84.0

資料. 楊井克巳編『世界経済論』
(東大出版会, 1965年) 374頁。

んで、最終的には、積極的な暴力の発動による他なくなるのだ——と。第2次大戦の勃発である。

〔3〕景気変動 以上のようなナチス「第2次計画」期の現実的展開を前提にして、その運動過程を最後に「景気変動過程」として総括していきたい。まず(1)第1にその「枠組」から入るが、最初に①1つ目に「生産動向」はどうか。そこでこの「生産」の動向を(a)まず「工業生産指数」(1929年=100, 総生産)に即して迎れば、例えば35年=94.0→36年=106.3→37年=117.2→38年=127.6という数値が手に入る。したがって、生産回復の明確な基調が検出可能であって、「第1次計画」が開始される36年を画期とする生産拡大が明瞭であるだけでなく、戦時期に移る38年にもその拡大傾向が持続するといつてよい。その点で、「第2次計画」期での生産拡大は否定し得ないが、その秘密の主因が(b)「生産拡大」における「部門間格差」にある点も直ちに確認できる。すなわち、「投資財—消費財」という区分を導入して両者の生産指数を比較してみると、35年=生産財99.4—消費財88.2→36年=113.2—98.7→37年=124.4—104.6→38年=142.3—114.9という連関図式が描かれる。いうまでもなく、「投資財—消費財」間の跛行的進行が一目瞭然といつてよいが、ここからは、一面での『投資財優位型』国家統制の浸透と、他面での『投資財部門主導型』生産拡張の現実化とが、あらためて導出可能だ——というべきであろう。

最後にこの「生産拡大」傾向を(c)「国民総支出」の面からも裏付けておきたい。いま「第2次計画」期以降の「国民総支出」(億マルク)を追えば、例えば36年=817→37年=925→38年=1020(表3)という軌道を走るから、この3年間で25%の大幅増を遂げたことになる。したがってこの面からも、「第2次計画」期での「生産拡大」は明瞭に実証され得よう。

ついで2つ目は②「価格動向」である。まず(a)最初に「一般的動向」¹⁵⁾を卸売物価に即してフォローすると、例えば35年=106(32年=100)→36年=108→37年=110→38年=110と推移する。したがって「第2次計画」期に入ってからの見事な「物価固着性」が現出するという以外にはないが、しかしそれでもそこから以下の2つの帰結点は導出できよう。まず1つは、戦争準備

を主眼にして一層強力に推進された「物価統制」の結果が明瞭であって、その点で、「第2次計画」期における統制展開の「死活問題」性が手に取るようにわかる。そのうえで2つとして、にもかかわらずやはり一定の価格上昇は否定不能なわけであり、「景気回復＝生産上昇」が価格上昇を導くという論理は依然として貫徹している。

その場合このような「固着性」は、次に(b)例えばアメリカなどと比較してみれば直ちに明瞭といってよい。すなわち、アメリカの数値が123→125→133→121という図式を示す以上、景気動向と連関して弾力的な変動を刻むアメリカの価格動向と対比して、ドイツ価格水準におけるその「相対的低位性」と「固着性」とは際だって目立つ。いうまでもなくこの点にも、ナチス経済の「統制型特質」が色濃く提示されているというべきであろう。

こう考えてよければ、この「第2次計画」期の(c)「景気循環タイプ」は以下のように性格づけられる他はない。つまり、一方でかなり顕著な「生産拡大－国民支出拡大」が検出できるとともに、他方で「価格固定化」が明らかに否定できないかぎり、ドイツは、この局面でいわゆる「数量景気」(Mengen-konjunktur)現象を(引き続き)発現させていたと整理可能である。もっとも、前稿で指摘したように、この「数量景気」はすでに「第1次計画」期にも検出できたから、そのタイプがこの「第2次計画」期にも持続していると判断すべきだが、いずれにしても、アメリカ・ニューディールに典型的な「『価格上昇』刺激型」とは異質な、ドイツ独自の「景気循環タイプ」の展開が注意されるべきであろう。

最後に「枠組条件」の③3つ目として「利率」動向も押さえておきたいが、残念ながらかならずしも整った数字は得られない。そのような限定を考慮したうえでとりあえず「公定歩合」の状況だけは把握しておこう。すでに前稿で概観した如く、まず32年にかけて急上昇して15%の頂点に達した後、ついで33年からの「第1次計画」期にかけて急降下をみせて5%にまで下がる。そして「第2次計画」期にはこの5%水準が一度の変更もなく固定的に維持されていくのであって、それは38年にも持ち越されていく。まさに「中央銀行機能の喪失」現象という以外にないが、その根底に、「過剰資金－自己金融化－公債投資－公共投資－資金撒布」という、当面の「第2次計画」

期のすでに前提となっている、「資金運動の『新ルート』」の定着化が存在する——のはいわば周知のことであろう。

他方、この同じ「根拠」に規定されて、「市中割引歩合」や「債券利回り」もほぼ同形の運動を示したと図式化されてよい。つまり前稿で確認した、32-36年にかけての「緩慢な低下傾向」が最終的に37-38年まで維持したと判断できるのであり、まさにこの「低金利」体制こそ、「価格上昇なき生産拡大」を可能にした「隠れた要因」なのであろう。

ついで②第2に景気変動の「構造」へ入っていくが、まず①1つ目は「雇用」に他ならない。そこで最初に(a)「就業者数」(千人)の動態を長期スパンで確認すると、25年=8851→33年=8500→39年=9691¹⁹⁾と動く。したがって、「第2次計画」期以降における雇用の基本的拡張がまず一般的に明瞭だが、この動向が34年を画期とした「景気回復=生産拡大」を背景にしている点、および、それに伴って「労働力不足-賃金上昇」が顕著になってきた事情——に関しては明白であって、もはや繰り返す必要はない。ただ1つだけ注意しておくべきポイントは、——すでに「産業構成変化」に即して数値を提示した通り——この従業員増加が、産業部門間において決して均衡的に進行したのではなくあくまでも「軍事化優先-重化学工業化促進」戦略の下でのみ実現した点に他ならず、ここでも、「雇用拡大」が「軍事化膨張」の裏面であることが、重視されるべきだと思われる。

こうして「雇用拡大」は一層の労働力不足を惹起する他ないが、それは(b) ついで「労働時間の延長」に反射していく。いま、「全産業」の「平均週労働時間」推移の検出をざっと試みると、次のような数字が得られる。すなわち、35年=44.44(「生産財産業」=45.87,「消費財産業」=42.60)→36年=45.56(46.61, 44.23)→37年=46.06(47.25, 44.54)→38年=46.54(47.84, 44.91)となるから(表10)、ここからは次の2点が明瞭に導出可能といってよい。まず1つは労働時間数の全般的な延長であって、「第2次計画」進行とともに、「労働力不足」を「労働時間延長」によって「代位=補完」せざるを得ない傾向の一層の強まりが見て取れよう。そしてもう1つはいうまでもなくこの傾向の「部門間格差」以外ではなく、その「絶対数・拡大テンポ」の両方からして、「軍事化戦略部門」をなす「生産財部門」での「労働時間

表10 平均週労働時間

	全工業	生産財 産 業	消費財 産 業	鉄鋼業	輸 送 機 械	機 械	電 気 機 械	織 維	衣 料
1929	46.04	46.34	45.65	48.24	45.02	49.01	44.71	44.73	45.80
32	41.47	41.16	41.80	39.38	39.32	40.31	35.30	40.95	42.59
33	42.94	42.96	42.89	41.94	43.12	42.66	38.79	42.37	43.75
34	44.56	45.15	43.81	45.67	44.50	47.18	43.88	42.93	44.01
35	44.44	45.87	42.60	46.83	45.12	49.07	45.07	40.78	41.46
36	45.56	46.61	44.23	47.53	48.81	49.00	46.13	42.30	43.96
37	46.06	47.25	44.54	47.43	45.66	49.86	46.67	43.07	43.52
38	46.54	47.84	44.91	47.96	45.93	50.07	46.39	43.95	44.40

資料. S.J.f.d.D.R., 1939/40. S. 384.
 前掲, 塚本『ナチス経済』279頁。

延長」基調が極めて著しい。この理由も多言の必要はない。

以上のような変化が、最後に③3つ目に「失業」動向において総括されるのは当然であろう。しかし、(a)まず一般的に言えば、この「失業」の基本動向はこれまでの検討を通してもはや周知であって、「第1次・2次計画」の結果、「景気回復→生産拡大→労働力吸収増加」プロセスを通して「失業減少」は大幅な進捗を示した。したがって、ここではこの基本動態を数字的に実証することだけが必要だが、まず(b)「失業者数(登録分, 千人)」は34年=2718→35年=2151→36年=1593→37年=912→38年=430(表1)となって極めて明確な単調減少過程を辿る。もはやつけ加えることはないが、取り分け「第2次計画」期における37-8年の画期性が目立つ。まさに「雇用増=労働力不足」の当然の帰結であろう。

そうであれば、その延長線上に(c)「失業率」の進行傾向についても当然明白な予測がたつ。すなわち、さし当たり「対雇用労働者の失業者比率%」を追えば、35年=11.6→36年=8.3→37年=5.1→38年=3.6→39年=2.2(表11)という軌跡を描くから、たとえ統計数値の厳密性に問題がもちろん残るにしても、大局的には「失業率の顕著な低落」は否定し得ない。例えば「失業率2%台」という数値はほぼ「完全雇用」という以外にない水準であって、「軍備拡張」体制の中でドイツ経済は「超低位・失業状況」を出現させたが、それが、すでに確認してきた「第2次計画」期「雇用」の帰結である点をも

はや自明であろう。

ではこの「完全雇用」状況は「賃金上昇」をもたらしたのだろうか。その結果はすでに指摘した通りであって、「雇用増大=失業縮小」にもかかわらず、他方での「賃金統制」ベクトルとの合成作用に制約されて、③3つ目に賃金水準は「微少増加」に止まった。念のため数字を再掲(表1)すれば、35年=96.8(32年=100, 週賃金収入122.3)→36年=96.8(116.6)→37年=97.0(120.6)→38年=97.4(126.5)となる。したがって賃金水準の「固定性」は明瞭であり、労働力不足作用を打ち消すほどに強い「賃金統制」の貫徹がこの点からも検証可能だが、ただ、「賃金収入」の一定の伸びはやはり否定できないから、労働力獲得競争激烈化の中で様々な規格外の手当支給が工夫された点は想像できよう。

最後に(3)第3に景気変動の「運動」はどうか。そこで①まず1つ目は「設備投資」動向(億マルク)に他ならないが、この点からも「第2次計画」期での「景気回復=生産拡大」が裏付けされる。つまり、「民間設備投資」(表3)は35年=47.4(対国民総支出比6.5%)→36年=61.9(7.6%)→37年=69.1(7.6%)→38年=80.8(7.9%)という数値を刻むから、「第2次計画」期に入る36年と「戦時経済」に突入した38年での拡張が、特に目に付く。しかも、その内訳にまで立ち入ると「工業-住宅投資」の内訳(億マルク)が、16.4-13.4→21.6-20.3→28.4-19.2→36.9-19.0という相互関係で動くから、設備投資拡張の牽引力が、何よりも軍備拡大に主導された「重化学工業型大企業」にこそあったことが明瞭だと思われる。

表11 失業率

1900	2.0	1921	2.8
01	6.7	22	1.5
02	2.9	23	10.2
03	2.7	24	13.1
04	2.1	25	6.8
05	1.6	26	18.2
06	1.1	27	9.0
07	1.6	28	8.6
08	2.9	1928	7.0
09	2.8	29	9.6
10	1.9	30	15.7
11	1.9	31	23.9
12	2.0	32	30.8
13	2.9	33	26.3
14	7.2	34	14.9
15	3.2	35	11.6
16	2.2	36	8.3
17	1.0	37	5.1
18	0.8	38	3.6
19	3.7	39	2.2
20	3.8		

資料. Wirtschafts wissenschaftliches Institut der Gewerkschaften GmbH, Wirtschafts und sozialstatistisches Handbuch. S. 45.

注. 1900-28: 労働組合員数のうち失業者数の%
1928-39: 雇用労働者・職員のうち失業者数の%
前掲, 塚本『ナチス経済』94頁。

表12 保留利潤

年 度	所 得			
	俸給および賃金		資本、商工業および法人の保留利潤	
	100,000位 (R. M.) 以下切捨	1932=100	100,000位 (R. M.) 以下切捨	1932=100
1932	25,771	100.0	7,848	100.0
1937	38,907	151.3	16,580	211.3
1938	42,717	166.1	19,340	246.4

資料. 前掲, ノイマン『ビヒモス』371頁。

その意味で、「第2次計画」期における「景気回復—生産拡大」がまさにこのような「設備投資拡張」に支えられてこそ可能になった点——が適切に重視されねばならない。

そのうえで②次に2つ目として、このような景気上昇は「企業収益」へどのように反映しているだろうか。いまさし当たり「企業留保利潤」の伸び率に代表させて「企業収益」動向(指数)を追うと、(簡単な数字しかないが)例えば32年=100.0→37年=211.3→38年=246.4(表12)という推移は見取れる。いうまでもなく「第2次計画」期以降の顕著な企業収益拡張が一目瞭然だが、他面、この事実は「対国民所得比・会社留保利潤」の面からも明らかで、29年=1.2%→32年=-1.0%→35年=3.4→38年=4.3と経過していく。その場合、もちろん企業の様々な内部構成が実は問題だが、取りあえず企業収益の全般的動向に限定すれば、「絶対額」「構成比」の両面からして企業収益の増大は否定し得ない。

しかし、ここで注意が必要なのはこの「収益増大」の要因だが、例えば以下の3点が特に重要だと予測できる。すなわち、(a)まず第1に、「収益拡大」の主要因として「生産性向上」ファクターは決して大きくはない。というのも、この局面における「投資・生産・設備」拡大の戦略部門はいうまでもなく「不生産部門」たる「軍需部門」だからであって、そこから「生産性上昇」契機を導出することは難しい。ついで(b)第2として「価格上昇要因」も消極的という以外になかった。すでにみた通り、「第2次計画」期では「価格統制」に主導された「価格安定—数量景気」パターンが進行したのであり、し

たがって「価格上昇→収益増加」作用は明らかに検出困難であろう。そうであれば、「収益回復」の主要因は結局(c)「賃金の『統制的低位性』」に帰着する以外にはない。つまり、この「統制型・低賃金体制」が「資本－労働のコスト関係」を改善することにより、「生産性向上・価格上昇」に依存しない、いわば「ナチス型収益上昇」を実現したと考えられる。

そこでこの点を③3つ目に「消費」動向で検証すると「個人消費」（億マルク、対国民総支出比％）は以下のような図式を描く（表3）。すなわち、36年＝523（64.3）→37年＝571（62.4）→38年＝606（59.4）であって「消費支出比率の持続的低落傾向」は一見して自明であろう。したがって、この「消費の低迷性」こそが「企業収益増大」をもたらした点を実証可能だが、まさにこの点に、「消費拡大なき景気回復」というナチス型特質が的確に表現されている。

おわりに——ナチス経済の崩壊

全体の最後にナチス経済の「帰結＝崩壊」を以下の3論点から総括しておきたい。つまり、(A)まず第1論点は「景気回復実現」に他ならない。つまり、ナチス経済は、多面的「国家統制」、「特殊手形－各種公債」立脚型「公共投資」、「資金創出型中央銀行制度」などの発動によって「重化学工業化・生産回復・設備投資拡大・景気回復」を実現した。その点で、「体制的危機」に直面して、ナチスは、「ドイツ資本主義解体阻止＝体制維持」を窮極目的とする、「資本主義維持」の『『対内的』組織化』を構築し得た。

ついで(B)第2論点は『『デ・ファクト』的『親資本』的本質』であろう。もちろん、「ナチス＝金融資本の『道具』」という意味では決してなく、「軍事化・国家統制・重化学工業化・指導者原理・公共投資・広域経済圏」などを通して「結果的に」、「巨大金融独占資本」における「コスト－収益関係」好転による「過剰資本処理＝企業収益上昇」が帰結した。まさに資本蓄積促進を基盤にしてしかナチス政策は発動不能だったのである。

しかし最後に(C)第3論点としてナチス経済はその崩壊を必然化していく。というのも、以上のような『『対内的』組織化』の「成功」は、「統制」の及

ばない外部との関係では「原料危機・外貨危機」という「矛盾」を不可避免的に惹起させたから、そこから「広域経済圏」の膨張と「軍事衝突＝第2次大戦＝敗戦」とが必然化する。要するに、「『国内的』組織化」と「『対外的』組織化」との「矛盾」に直面してナチス経済は崩壊した。

- 1) 「シャハトーゲーリング」の路線対立について詳しくは、「第1次計画」から「第2次計画」への移行関係も含めて、入江・高橋編『講座 西洋経済史』IV(同文館, 1980年) 200-202頁を参照のこと。
- 2) 「第1次計画」に関しては、拙稿「ナチス経済の展開と景気変動過程」(上) (『金沢大学経済学部論集』第26巻第2号, 2006年)ですでに考察を終えた。この「資本統制」についても検討を加えた。
- 3) この「市場統制」の展開については、前掲、塚本『ナチス経済』296-310頁に優れた分析がある。
- 4) 前掲、塚本『ナチス経済』305頁。
- 5) 「物価統制システム」の詳細に関しても、前掲、塚本『ナチス経済』306-8頁に体系的な検討がある。
- 6) 前掲、塚本『ナチス経済』309頁。
- 7) 「労働統制」について詳しくは、前掲、東大社研編『ナチス経済とニューディール』28-33頁をみよ。
- 8) 以上の数値は、前掲、塚本『ナチス経済』275頁第69表bに依った。
- 9) 「労働配置政策」に関しては、前掲、東大社研編『ナチス経済とニューディール』29頁が詳しい。
- 10) 「農業政策」の具体的展開は、前掲、東大社研編『ナチス経済とニューディール』30-31頁をみよ。
- 11) 前掲、拙稿「ナチス経済の展開と景気(変動過程)」(上) 73-76頁。
- 12) 以下の数値は、前掲、塚本『ナチス経済』313頁第80表に依る。
- 13) 「具体例」の内容に関しては、例えば前掲、塚本『ナチス経済』301頁などが参考になる。
- 14) 「新株会社法」の詳細については、前掲、塚本『ナチス経済』324-315頁を参照のこと。
- 15) この「新金融計画」の具体的構成に関しては、前掲、塚本『ナチス経済』264-265頁をみよ。
- 16) この具体的な数値に関しては、前掲、塚本『ナチス経済』243頁第62表を参照せよ。
- 17) 中央銀行信用およびベルリン大銀行については、前掲、塚本『ナチス経済』315-6/264-5頁をみよ。

- 18) 「物価」に関する以下の数字については、前掲、塚本『ナチス経済』303頁第77表に依る。
- 19) 「従業員数」の推移に関しては、前掲、塚本『ナチス経済』275頁第69表bをみらきたい。